

## 論文の内容の要旨

論文題目            グローバルな平等主義と移民・外国人の受け入れ

氏     名            浦山聖子

本稿の目的は、グローバルな平等主義を擁護すること及びグローバルな平等主義の観点から、移民・外国人の受け入れについて論じることである。

本稿は、第一章・第二章から第六章・第七章・終章という四部から成る。第一章で、本稿の主題であるグローバルな分配的正義から移民・外国人政策について論じる理由を明らかにし、第二章から第六章にかけてグローバルな分配的正義論、第七章では移民の正義論の批判的検討を行っている。最後に、終章として、全体の議論を総括し、移民・外国人の受け入れについて、さらに議論を敷衍するという構成になっている。

第一章においては、グローバルな分配的正義から移民・外国人政策について論じる理由について、有能な人材に特化した先進国の移民・外国人政策、先進国による途上国の人材の引き抜き、国際的な経済体制と人の移動の関係性を指摘し、明らかにした。近年、医療従事者やIT技術者を中心として、国際的な人材獲得競争は激しさを増している。このような中、高度な技能を持つ人材の流出が途上国の経済や社会に与える影響は大きな国際問題となりつつあり、移民・外国人政策こそグローバルな分配的正義の中心的論題の一つであると言える。

第二章においては、John Rawls の国際的正義論を巡る論争を検討した。現代リベラリズム

ムにおける国際的な経済的再分配の正当性を巡る論争の主な火種は、平等主義的リベラリズムの代表的論客と目される Rawls がグローバルな平等主義を否定したことにある。第二章では、これに対する Charles Beitz の批判及び Beitz への応答として、Rawls が国際的な正義論に取り組んだ『諸人民の法』及び Joseph Heath による Rawls の擁護論を紹介・検討した。本稿の結論は、Rawls 自身も Heath の擁護論も Beitz 等グローバルな平等主義者の批判に有効に応えたとは言い難いというものである。

第三章の目的は、Rawls 以降のグローバルな分配的正義の否定論を検討することである。取り組んだ否定論は二つある。第一に、国内社会と国際社会の条件的相違を論拠とするものである。強制装置、主権的統治、公共財の存否をそれぞれ条件的相違として挙げる Michael Blake、Thomas Nagel、Andrea Sangiovanni の見解を検討した。いずれの論者も、各制度が分配的正義実現の道具としての必要性を超えて、なぜその理論的成立に必要なかという点において、説得的な理由を示していないというのが私の結論である。第二に、人は、他国居住者に対して自国居住者を優先的に配慮する義務を担っているため、グローバルな経済的再分配は限定されるべきであるという否定論がある。社会における信頼と法の遵守の確保を根拠とする Richard Miller の見解を批判的に検討した後、このような自国居住者中心主義自体についても考察した。いかにこの主張が一般的倫理感に沿うものであったとしても、そのような義務の存在を無批判に与件とするならば、グローバルな分配的正義の企図は歪められざるを得ないと批判した。

以上のようなグローバルな分配的正義の成否を巡る論争に対し、国内社会と同等の規模の経済的再分配は斥けるが、基本的ニーズのグローバルな充足を認める立場をコスモポリタニズムとして提示しようとするのが David Miller の弱いコスモポリタニズム論である。第四章で検討したのは、この妥当性である。Miller には二つの主張がある。第一に、各国の政策の在り方は、各国家を構成するナショナルな共同体の判断に委ねられるべきであり、その結果として、失敗した場合の責任も周囲に転嫁されるべきではないという自己責任論である。第二の主張とは、それにも拘らず、基本的ニーズの充足についてはグローバルな対応が必要であるという点である。自己責任論に対しては、正義よりも各共同体の責任に基底的な役割を見出す点を、弱いコスモポリタニズム論に対しては、その論拠を問題点として挙げた。国家の経済状態について、各国家に責任を求めることができるのは、グローバルな制度的秩序が公正である場合であり、一部の国家の利益に沿うようなグローバルな制度的秩序下では、むしろ、残りの国家の逸失利益の補償が問題にされなければならない。

グローバルな分配的正義への否定的立場から一転して、第五章において取り上げたのは、そのより強い論拠になる。単に平等主義的な分配的正義論の射程を国内に限定すべきではないと言うのではなく、そもそも世界的な貧困を生成・増産しているのは豊かな国家に居住する我々であり、それゆえ、我々はそのような貧困の撲滅に向けて積極的に動く責任を負うという Thomas Pogge の加害責任論である。この検討を通して、グローバルな経済的

再分配がグローバルな分配的正義の要請のみではなく、先進国の加害行為への補償として要請される可能性を示した。また、Pogge の議論の内在的検討を通じて、Pogge 自身の立場も匡正的正義としてのグローバルな経済的再分配に尽きるわけではなく、グローバルな資源税を分配的正義の構想として理解し、Pogge をグローバルな平等主義の論者として位置づけた。

第六章の目的は、グローバルな平等主義の輪郭を明らかにすること及びグローバルな平等主義へ向けられた批判を検討することである。以上の議論の上に、本稿では、豊かな国家の国籍の自動的な継承に問題を見出す Ayelet Shachar と Ran Hirshl の議論を今後グローバルな平等主義を展開していく上で基礎にすべきものとして支持した。国籍も所有権も公権力の制裁が担保される法的境界を定めるものであって、正当な権利を持たない人々を公権力で排除することによって正当な所有権者の利益が守られるように、正当な資格を持たない人々を公権力によって排除することによって、正当な国籍保持者の利益が守られるという点で、国籍と所有権は同様の機能を果たしていると言える。豊かな国家は、国籍や正当な在留資格を持たない人々を排除することによって、国籍保持者や在留資格を持つ人々が経験可能な機会を高めている。そうであるならば、所有権の継承については課税されるのに対し、なぜ国籍の自動的な継承の妥当性が問われることはないのだろうか。このような問題意識の構想における具体化は今後の課題であるが、Shachar と Hirshl の姿勢は興味深く、より一層の検討に値する。

第七章では、グローバルな平等主義から移民・外国人政策について考えるための手がかりとして、まず、移民の正義論における論争を整理し、先進国による移民・外国人の受け入れをグローバルな経済的再分配の手段として主張する立場について批判的に検討した。この立場に対し、移動・移住能力の格差及び頭脳流出問題を指摘し、先進国による移民・外国人の受け入れを社会の開放性や分配的正義実現への貢献度を示すものであるかのように見なすことに疑問を呈した。今後検討されるべき課題は、移民・外国人の受け入れの再分配的効果の有無ではなく、どのような受け入れがどのような再分配的効果をもたらすかである。

終章では、これまでの議論を総括し、移民・外国人の受け入れを巡る問題について議論を敷衍した。高度な技能労働者が希少な地域からの引き抜きのように、移民・外国人の受け入れを巡っても、先進国の政策やグローバルな規制の在り方の公正さが問われるべき場合が存在する。各国家の移民・外国人政策は、いかにその国民の民意を反映したものであったとしても、グローバルな正義の理念による評価の対象となるべきである。

最後に、先行研究に対する本稿の特徴および本稿の意義を明らかにしておきたい。取り上げた先行研究は主に二つ、グローバルな分配的正義論と移民の正義論である。本稿の第一の特徴は、このようなグローバルな分配的正義論を体系的に整理し、グローバルな平等主義を擁護するべく、グローバルな分配的正義を巡る様々な立場の批判的検討を詳細に行

ったことである。日本においては、英米法哲学・政治哲学における分配的正義論一般については多く紹介されてきたが、グローバルな分配的正義論については、英米圏においても比較的近年盛んになった分野であるためか、今のところあまり研究が進んでいない。現在公表されている論考も断片的なものに留まっている。これに対し、グローバルな分配的正義論全体を展望したことが本稿の意義の一つである。

本稿の第二の特徴は、国際的な自然資源の配置の偏りを中心的な論題とし、人の移動の問題について論じてこなかった従来のグローバルな分配的正義論に対し、移民・外国人政策もグローバルな分配的正義論が視野に収めるべき政策領域であると主張したことである。従来の制度構想においては、国家間の経済取引の制度的枠組みを巡るものが中心を占め、各国の国籍・在留資格制度や移民・外国人政策などについては問題にされてこなかった。

本稿の第三の特徴は、移民の正義論における論争を整理し、先進国による移民・外国人の受け入れをグローバルな経済的再分配の手段として活用しようという主張について批判的に検討したことである。移民・外国人に関わる問題は、日本の法学界では行政学・憲法学を始めとする実定法学が率先的に研究を行ってきた分野である。そのため、個別の事例研究の蓄積は豊富であるが、法哲学・政治哲学による原理的研究はほとんどなされてこなかった。本稿のような原理的研究は、従来の研究に対し、個別の事例を超えた政策の方向性をマクロに考えるための視点を提供すると確信している。

英米法哲学において、グローバルな分配的正義論と移民の正義論は独立して展開されてきた。本稿が目指したのは、本来ならば一貫して論じられるべきではあるが、独立して発展してきた二つの分野を接合し、グローバルな平等主義を支持する観点から、移民・外国人政策の正当性を巡る論議における大局的視点を築くことである。